

小樽市トンネル長寿命化 修繕計画（第2期）

令和7年1月

1. 小樽市が管理するトンネルの現状

小樽市が管理する5箇所のトンネルは昭和61年（1986年）から平成3年（1991年）の6年の間に施工されており、令和7年時点で建設後33～38年が経過します。

これらのトンネルは施工年度が近いことから、老朽化に伴い同時期に修繕を行う可能性があるため、損傷状況を踏まえて計画的に修繕を行う必要があります。

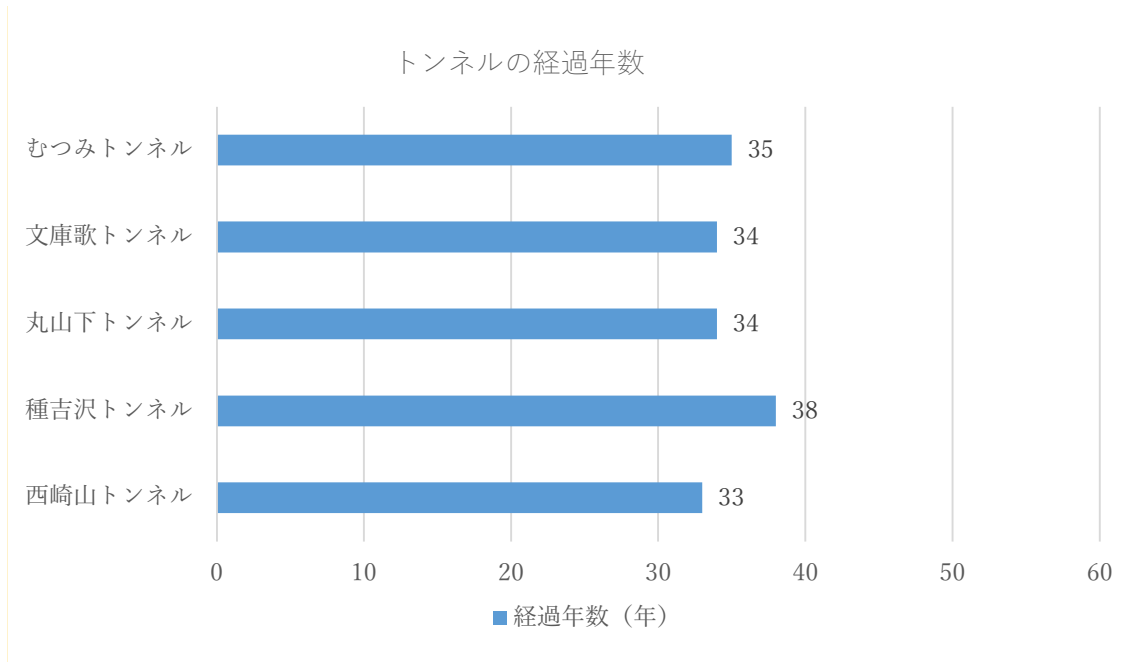
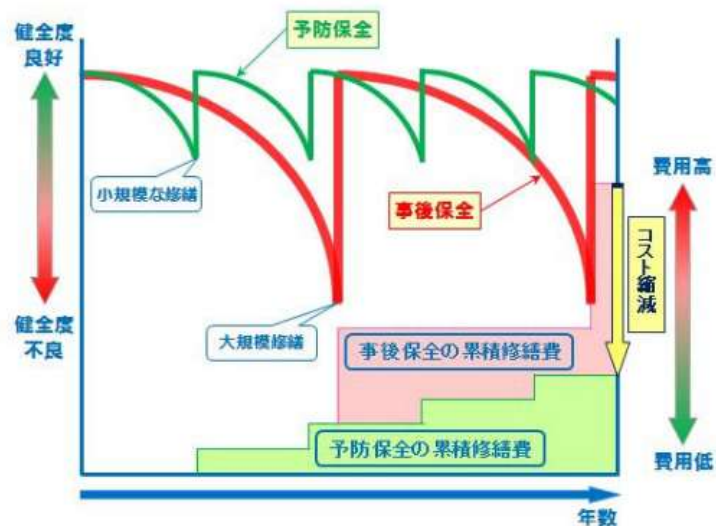


図1-1

2. トンネル長寿命化修繕計画の目的

同年代に建設されたトンネルの老朽化が同時に進行する中で重要な道路ネットワークの安全で円滑な交通を確保するため従来の「対症療法的な補修」から「予防保全的な補修」へ転換し長寿命化を図る維持管理（予防保全）を計画的に実施することで、修繕・更新費用の縮減を目指します。



維持管理は、『道路トンネル維持管理便覧〔本体工編〕R2.8』（日本道路協会）に基づく手法により維持管理を実施します。

(1) 日常点検

日常点検とは、変状などの早期発見を図るために、道路の通常巡回の際に併せて実施します。

(2) 定期点検

定期点検は、トンネルの変状・異常を把握・診断し、当該トンネルに必要な措置を特定することで、安全で円滑な交通の確保や利用者への被害の防止を図るなど、トンネルに関わる維持管理を適切に行うために必要な情報を得るために実施します。そのため、5 年に 1 回の頻度で近接目視を実施することを基本とします。

(3) 異常時点検

異常点検は日常点検により変状等が発見された場合に実施します。

(4) 臨時点検

臨時点検は自然災害や事故災害等が発生した場合に、主に通行の安全を確認するために実施します。

令和7年～令和16年までの10年間とします。

なお、事業の進捗状況や、新たな点検・診断結果等により、計画は適宜見直しを行うものとします。

5. 対策実施優先順位

定期点検に基づく健全性や路線の機能などを考慮し、修繕の緊急性を評価するとともに、予算執行の平準化も踏まえた上で、最適な優先順位を設定します。

【健全性の診断】

判 定 区 分

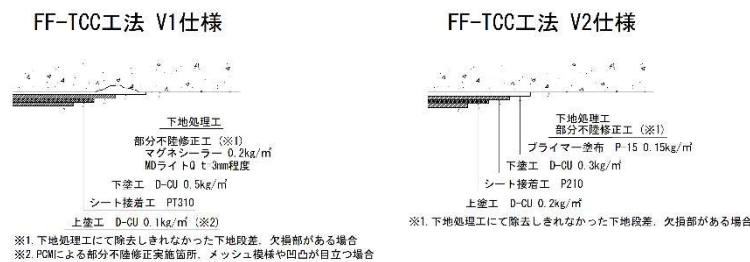
重要度	区分		定義
低 ↑ ↓ 高	I	健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態
	II	予防保全段階	道路トンネルの機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態
	III	早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
	IV	緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

6. 新技術等の活用と費用の縮減

【新技術などの活用の検討】

コスト縮減および維持管理の効率化を図るため、国土交通省の「新技術情報提供システム（NETIS）」を活用するなど、最新のメンテナンス技術の積極的な導入を検討します。

令和12年度までに実施する対策工において新技術の活用を検討し、4,600千円程度のコスト縮減を目指します。



はく落対策工（繊維シート工）標準断面図

NETIS（新技術情報共有システム）「【技術比較表】コンクリート剥落防止技術(令和6年3月)」

【撤去・集約化の検討】

北後志東部広域農道の4つのトンネルは、原子力災害発生時に基本経路（後志自動車道等）が自然災害等で使用できない場合の避難路として、また、農産物等の物流や観光ルートとしての重要な機能を果たしています。

市街地にある「むつみトンネル」は、一般国道5号と並行する市道と国道5号を結ぶ市道上に位置しており、迂回路と地域住民の生活道路としての役割と担っていることから、重要な機能を有しており、撤去集約は困難であるため、撤去・集約に係る対象施設はありません。

【計画策定担当部署】

この修繕計画は、小樽市建設部が主体となり策定しました。
小樽市 建設部 建設事業室 TEL 0134-27-0205

【小樽市 トンネル一覧表】（様式1-2）

(1 / 1)

[illegible]

・記載内容は、詳細設計の内容や関係機関との協議によって変更となる場合があります。

・補修内容は、令和元年から令和5年に行った点検に基づき修繕工事で措置する予定の内容です。